

第四十三回国会
衆議院
農林水産委員会議録 第七号

昭和三十八年二月十三日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長

理事秋山

利恭君

兵助君

理事足鹿

覺君

稔君

理事小山

長規君

貞則君

理事片島

港君

寺島隆太郎君

安倍晋太郎君

伊藤

轍君

倉成

正君

小枝

一雄君

坂田

英一君

寺島隆太郎君

中山

築一君

野原

正勝君

松本

米山

恒治君

中澤

楢崎弥之助君

吉典君

野口

忠夫君

安井

稻富

稜人君

湯山

勇君

稜人君

玉置

一徳君

稜人君

出席政府委員

松岡

臺君

農林事務官

(農林經濟局長) 松岡

臺君

農地局長

任田

新治君

農林事務官

(畜產局長) 村田

豊三君

農林事務官

(水產漁政部長) 協同組合課長

中野

和仁君

農業信用基金法案(内閣提出第八一號)(予)

専門員

岩隈

博君

二月十二日

林業信用基金法案(内閣提出第八一號)(予)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農林漁業金融公庫法の一部を改正す

第一類第八号

農林水産委員会議録第七号

昭和三十八年二月十三日

る法律案(内閣提出第三〇号)
農業近代化資金助成法の一部を改正す
する法律案(内閣提出第三一号)

○長谷川委員長 これより会議を開き
農林漁業金融公庫法の一部を改正す
する法律案及び農業近代化資金助成法
の一部を改正する法律案の両案を一括して
議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。楢崎弥之助君。
○楢崎委員 昨日わが党の安井、湯山
兩委員から各方面にわたる質問があつた
わけですが、あるいはその点と若干大
きく、こういうやり方について一体ど
うお聞きしたいと思ひます。それと
お聞かせいたいと思ひます。

○松岡(亮)政府委員 御指摘のありま
したように、毎年度増資をするたびに
政府出資をするたびにこの法改正をして、
どのように考えておられるか、この点を
お聞きしたいと思ひます。

まず、第四条と関連をして、毎年政
府出資をするたびにこの法改正をして
お聞きしたいと思ひます。

なる時期がくるのではないか、こうい
うように考へておるわけであります。
つまり資本なり自己の積み立てが相当
充実して参りますと、それ自分で回転
する時期がくるのではないだろうかと
いうことも考へられますと、一方で
は当面はやはり毎年度の予算によつて
資本を追加していく必要がござります
ので、やはりこういう形でどうしても
毎年規定を改正するという方式をとら
ざるを得ないといふように考へております
ます。

○楢崎委員 きのう湯山委員からも質
問があつたと思うのですけれども、す
ぐにこの法第一条の目的というものは実
情と合わないようになつておるのでは
ないかと思われるわけですね。そこで
その第一条とも関連をし、資本金も不
明確であるし、そういう点とも関連し
て、第一条、第四条というのはこの際
改正すべきではないだらうか。第一条
の目的死文化の点とも関連して重ねて
お伺いしたい。

○松岡(亮)政府委員 第一条の目的
は、農林漁業金融公庫の金融機関とし
ての性格を明らかにしておるわけでござ
いまして、これは他の金融機関が
融資することは困難な資金を融通する
という農林公庫の性格を示しておると
考へるところでございます。この金融機関
としての性格は、現状において変える
理由はないのではないか、かように考え
ておりますが、資本金の方は、今御指
摘がありましたが、資本金の方は、中央金
庫なり系統で出しておりますもの

二千億円に達するまで、毎年度予算の
範囲内で出資するというような規定の
仕方もございますけれども、商法によ
る一般の会社とか、そういうものの資
本も現在は払い込みの資本金を公告
する、あるいは登記するということで
進められておりますように、農林公庫
の資本金も、公称資本といたような形
で掲げますよりは、実際に出資された
額を明示するという方が望ましいので
はないか。しかも当面はやはりそれを
毎年度の予算で増資していくという形
をとらざるを得ないということから、
こういう改正の方式をとつて参るのは
すでにこの法第一条の目的というものは実
情と合わないようになつておるのでは
ないかと思われるわけですね。そこで
明確であるし、そういう点とも関連し
て、第一条、第四条というのはこの際
改正すべきではないだらうか。第一条
の目的死文化の点とも関連して重ねて
お伺いしたい。

○松岡(亮)政府委員 第一条の目的
は、農林漁業金融公庫の金融機関とし
ての性格を明らかにしておるわけでござ
いまして、これは他の金融機関が
融資することは困難な資金を融通する
という農林公庫の性格を示しておると
考へるところでございます。この金融機関
としての性格は、現状において変える
理由はないのではないか、かように考え
ておりますが、資本金の方は、中央金
庫なり系統で出しておりますもの

に参りますと、原資が足りませんとか
あるいは貸付条件を二十年、二十五年
という長期のものにいたしますと、系
統の原資は比較的それは長くない資
金でございますからそういうふうな運
用ができないということで、実質的に
は、農林公庫資金は財政資金というこ
とで、その長期運用の可能性からい
まして民間資金と重複はしないとい
うことが言えると思うであります。そ
れと構造改善資金にしましても、果樹
にしましても、畜産にしましても、新
制度に盛られておりますのは非常に政
策的な色彩の強い融資でございます。
一定の国の目的を追求してそれを推進
するために財政資金を融資するという
ことになつておりますので、実質的な
重複はない、かよう考へるのでござ
います。

○楢崎委員 やはり真剣に第一条、第
四条の問題は御検討なさる必要がある
のではないだらうかと思うわけです。
それから、昨日湯山委員の質問の中
で、貸付計画の問題と関連をして四
〇%は翌年回しだとお話をあつ
た。それが結局貸付計画の八百七十億
と原資の八百六億の差になつて現われ
てきてしまうと、実績はそ
うかもしれません、しかし、そのよ
うに四〇%先に回すというワクを先に
きめたことでやつぱり実績がそのよう
になつてくるのではないか。その
年計画の四〇%をあらかじめ翌年回
しにするという考え方是一体どうで
しょうか、お考へを承りたい。

○松岡(亮)政府委員 確かに問題のところでございますが、これは農林公庫の融資が毎年度計画をつくりまして、その計画は農林公庫が年度内に貸付決定を行なうというものの計画になつて国会に提出されておるのでございます。これはあらためて申し上げるまでもないことであります。が、農業関係の資金需要といふものはどうも年度後半に大きく出て参る、ことに事業をやる関係は農繁期を避けて農閑期に行なわれるというようなこから、毎年度どうも年度後半に資金の融資の申請が殺到するという事情にあるのでございます。そのため過去におきましては年度間の貸付決定が計画の五〇%しかなかつたというような実例もあつたのでござりますが、漸次改善いたしまして、現在は該年度の計画で年度内に決定されるものが六〇%、前年度から繰り越されて、前年度に貸付決定が行なわれたけれども当該年度で融資が行なわれるものが四〇%ということで、四〇%ずつずれて資金が交付されるという実情になつておるわけでござります。また、できるだけ年度内に資金を交付するよう努められておりますが、ある程度農業関係の融資と制度が貸付決定の計画を立てるということのためにこのようなずれが生じておるこを申し上げるのが適当かと思うのであります。

○松岡(亮)政府委員 確かにそういう
点御指摘の通りでございます。これは
私の説明が今不十分であったのであります
が、計画は貸付決定の計画を立て
ておるのでござります。それでそれは
そのまま融資の計画ではないということ
とに制度が技術的に定まっておるため
にそれが出るということは確かにある
のでございますが、しかし、貸付決定
と資金交付つまり融資との間はできる
だけ短縮するということは御指摘の通
り望ましいのでありますので、できる
だけ御趣旨に沿うようになつても努力し
て参りたい、かように考えます。

○檜崎委員 昨日安井委員からの御質
問の中に、三十七年度にすでに借りた
資金と今度の構造改善資金で借りる場
合のアンバランスはできるだけなくす
るようにするというお答えがあつたわ
けです。この点附則の第二項とも関連
してもう一度確認をしたいと思いま
す。

○松岡(亮)政府委員 改正法律案の附
則第二項におきまして、新制度の条件
を適用するのは昭和三十八年度から貸
付契約をしたものであつて、それ以前
のものは「従前の例による。」こういう
規定案を設けてあるわけでござります
が、これは原則としてこうでなければ
ならぬと思うのでありますけれども、
構造改善事業の関係は、これは政府が
特に推進しておりますし、計画的に三
年間でやつもらうわけでございま
す。まじめに早く事業を始めた人が不
利益をこうむるということは妥当でな
い。

いと思いませんので、そのようなことがないよう、運用上は十分工夫して参りたいと思います。実際問題としましては、本年度は構造改善事業の初年度であります関係で、指定がおくれまして、従つて事業計画の承認もおくれ、特にその内容を見ますと、ほとんどが補助事業を先にやつて融資の単独事業は第二年度からやる、こういふような事情にもなつておりますので、実際問題としてはあまり問題は出ないと思いますが、考え方といたしましては運用上も不公平のないようにいたしたい、かように考えます。

○植崎委員 今のは沿岸漁業の構造改善事業推進資金も同様に考えておられるのでしょうか。三十七年度案件は少なかつたようでありますけれども、考え方として……

○松岡(亮)政府委員 同様に措置して参りたいと考えます。

○植崎委員 きのうも問題になつたのですけれども、自作農の維持資金は従前通りの条件に置いているということについて、局長はその条件は妥当であるとか間に合つているとか言われたわけですが、これは実情と違つわけです。その辺、妥当とか間に合つているとか言われる局長のお考えの根拠をこの際承つておきたい。

○松岡(亮)政府委員 昨日間に合つているという言葉を使いましたのは、まことに適当でございませんので、この際改めさせていただきたいと思います。現状の自作農維持創設資金、ほかのいろいろな融資に比べまして、条件としては非常にいい方に入るとと思うのでございます。金利は五分でございますが、二十年という償還期限で、そ

これらを考え合わせますと、ほかにこれに匹敵する資金というものはあまりない。そういう関係で、現状においてこれまで完璧であるとは申し上げませんけれども、まあまあこの辺の条件で一応妥当ではないか、こういうように考えております。ただ土地取得資金を新制度に入れます趣旨は、従来の消極的な自作農維持という建前を突き破つて、農業人口が減少しつつありますし、土地の売買もふえて参りましたので、この際経営規模の拡大を大いに促進するという意味で条件を特によくしよう、こういう考えに基づいて経営規模の拡大を促進するというねらいを持って条件を改善しておる。こういうよう御理解を願いたいと思うのでございます。

すべきか、彼らを限度として貸し付けるべきかということもまた相当むずかしい問題でございます。そういうこともありまして、これで絶対いいということを申し上げるわけではございませんが、農家経済の余剰調査に基づきまして出て参ります農家の経済余剰といふものをにらみ合わせまして、四分あるいは四分五厘の条件でどのくらいまで貸し付け得るか、あるいはどのくらい年間で償還し得るかというようなことをいろいろ勘案いたしまして、現状の倍額の八十万円にする、こういう結論を出したわけであります。

○樺嶋委員 根拠としては、今の御説明ではまるで具体的になつていないのですけれども、一昨年でございましてか、貸付限度三十万円のときには、しかるべき根拠を言われたわけです。大体どのくらいの過去の実績によつて、調査によつて、どのくらいの農家が平均どのくらいの農地の取得をやつていく、それでこの程度ということがあつた。それから今のお話のあつた償還能力、経済状態から考えて説明があつたわけですが、今の局長の御説明はさっぱり具体的でないのですけれども、私はやはり土地の流動なりあるいはこの一、二年の農家の所得の実態なり、それを基礎にされて出されたのだと思うのですが、その辺の基礎の考え方についてもう少し具体的にありますからお伺いしたい。

るかということを見て参りますと、五反歩以上の取引というものはまだ現段階ではほとんど見受けられないのでございます。今農地の価格が田畠を平均いたしまして十七万円くらいでございました。実際の不動産研究所の調査などから出しますと、田畠平均で十七万円といたしますと、五反歩で八十五万円になるわけですが、五反歩までの取引というものは今のところあまり見受けられない。が、しかし、大体八十万円ぐらいいの限度を設けましたならば、現状においては取引の実態に即してみればほぼ十分ではないか。一方におきましてその限度を、単価をかまわずにあまり上げますと、地価にも悪影響があり得るということを考えまして、大体現状において取引きされる土地の面積の量などから見まして、五反歩ぐらいまで買える程度のところを融資限度として見ればほぼよろしいのではないか、こういうようなことを勘案しておるのでございます。

○松岡(亮)政府委員 五反歩も買えば

おつしやつておりますが、そういう農家は一体どういう階層の農家と考えておられますか。

○松岡(亮)政府委員 五反歩も買えば十分だといふ反歩といふものはほとんどない。それ以下の取引、五反歩が売りに出るという例はほとんど見受けられないということございますが、それほどいう階層の農家と申しますよ

りにあります。それ以下でできるだけ規模を拡大する意味で、多い買つてもらいたいわけですが、それぞれの階層に応じて農家の事情は同じ階層でもいろいろ違いますけれども、償還能力に

くるかと思うのですが、特にどの階層でござります。実際の不動産研究所の調査などから出しますと、田畠平均で十七万円といたしますと、五反歩で八十五万円になるわけですが、五反歩までの取引と、今のところあまり見受けられない。が、しかし、大体八十万円ぐらいいの限度を設けましたならば、現状においては取引の実態に即してみればほぼ十分ではないか。一方におきましてその限度を、単価をかまわずにあまり上げますと、地

価にも悪影響があり得るということを

ございません。

○松崎委員 次に畜産経営の拡大資金

でござりますが、これのねらいとする

畜農家の姿、行く末の酪農家の姿

といふのは、一体どういう姿を考えてお

られますか。

○松岡(亮)政府委員 畜産局長も見え

ていますので、詳しい点はあるいは畜

産局長からお聞きをいただきたいと思

います。畜産經營拡大資金で考えて

おりますのは、現状の酪農經營が、

一、二頭飼いの副業經營、副業的な酪

農、その場合においては、農家として

は生産性はきわめて低い。そういう形

から出発される農家は非常に多いと思

うのであります。またそれが余剰労力

の燃焼というような意味でそれなりの

意義はあると思うのでありますけれど

も、しかし将来日本の酪農が大いに発

展しまして、非常に生産性の高い經營

でもつてそれが中核となつて日本の酪

農業が伸びていくためには、このよう

な副業的な酪農のみではとうてい満足

すべきことではない。そういうような

ことから農林省といたしましては、從

来から多頭飼養というのを推進して

くり上げるというような趣旨で、多頭

飼養を営むために必要な酪農の規模と

しては、これはいろいろお考えがあり

ますし、地域的にも相違があるかと思

いますが、一頭六頭から八頭ぐらいいの

経営というものを一つのめどにいたし

いは施設の購入、一括して融資した

い、こういう考え方でございます。

○村田政府委員 ただいま経済局長か

ら御答弁がありました通りでございま

して、従来の畜産經營は乳牛にいたし

ました肉用牛にいたしましてもさわ

めで少數頭数の飼育でございます。か

つそれが副業的に行なわれている非常

に片寄った生産の実態でございます。

それでは生産性の向上なりあるいは収

益性の向上ということが期待はできな

いということから、将来この飼養規

模を拡大いたしまして、農業經營の基幹

部門となり得て、拡大再生産を確保

し得るような畜産經營というものを期

待しておるよう次第でございます。

○松崎委員 その点は一応承っておき

ます。

○松岡(亮)政府委員 その点は一応承っておき

ます。

○松崎委員 その点は一応承っておき

ます。

○松岡(亮)政府委員 その点は一応承っておき

ます。

○松崎委員 その点は一応承っておき

ます。

は大体が十分の五、半分でございます。ただし大型漁船につきましては十分の六。それから県の義務負担がございまして、全体の三分の一は県が持つということをございますので、地元負担は六分の一ということになります。ただ、大型漁船は残りの十分の四を県が持ちます。それから経営近代化促進対策の方は、仕事の種類によってまちまちでございますが、最高、国で半分、その場合には県が必ず三分の一、従いまして地元は六分の一ということになるわけであります。たとえば流通改善のような事業におきましては、國の方で十分の三、県で十分の二、地元負担十分の五、こういうふうに仕事の種類によって補助率が変えてございます。

ませんけれども、一部の町村では補助をしていただくということになれば地元負担が減るということになるうと思います。それからその地元負担の分につきましては、公庫の方から補助金融資を出すということにしております。
○檜崎委員 この点については、私どもは今の御説明を聞いてもまだことに不十分であると思うわけです。私どもとしては補助率は八〇%以上くらいなくてはだめだ。このように考えておりますし、また利子の点は三分五厘、あるいは補助のある事業についてはこれもやはり高過ぎると思うわけです。償還期限の点もわれわれとしては三十九年くらいにすべきであろう、このように思つておるわけでございますけれども、この点は今後とも努力をしてもら

○ 極端なことはないが、うごめく余地がある。そこで、中止する意思はないが、うごめく余地がある。そこで、中止する意思はないが、うごめく余地がある。

岡(亮)政府委員 需要是まだ伸びたよう、過剰になるとか、ある工場汚水によってだめになると一逆の場合であります。が、そういうのがないよう漁場調整は進めてたい、かように考えております。
崎委員 ないようとにいつたつとめられるわけのものではないわすね。それで大体新しく造成するがまだあるかどうか、その辺もどういつかんでおられるか、お伺いおきたいと思います。

野説明員 数字的には私、今まで申し上げかねるわけでございが、たとえば本年度すでに審査をました五県につきましては、一方とえば愛知県のように工業地帯をつて埋め立てがある、そうちまするの沖合いに漁場をつくるというよ県の計画も出て参ってきておりました。いうようなことで、この計画具体的に水産庁に上がってきましたる段階におきまして、どの部分なんな漁場に今後していこうかといふような具体的な計画を県ごとに立て、いうことで考えて参つております。

崎委員 さらにノリに関係をいたして、生産は伸びておりますけれど需要の方との関係は一体どのよう見られておるか。これは膨大な投行なつて漁場をつくっていくわけか、償却の問題とも関連をいたしから、需要との見合いをはつきりおかぬと、価格は現に下がつておき、そういう点の見通しについておきます。

るかと存じますが、私も詳しいことを存じませんので申しわけないのですが、一方において韓国ノリの輸入につきましては、今後とも制限を統けて国内の市価に悪影響を来たさないようにして参りたいと考えております。

○ 檜崎委員 それでは最後に一つお伺いをしておきたいと思うのですけれども、事業が非常に規模が大きくて、二県以上にまたがるというような場合に、非常に問題も複雑であるし、あるいは資金的にも大きくなるので、こういう場合に國の直轄事業というようなものは考えられていないのですか。

○ 中野説明員 構造改善事業といたしましては、二県以上にまたがるような事業は考えておりません。

○ 檜崎委員 考えておりませんじゃなしに、そういうものを考える必要はないかとお伺いしておるわけです。

○ 中野説明員 たとえば瀬戸内海のようなところになりますと、必ずしも一県単位で事業をやっていくけるということではないわけであります。ここでの予算でもすでにお認めいただいた予算もございますが、瀬戸内海には栽培センターやいうようなものを国でつくりまして、それを地元でやっていただくというような別途の事業としては考えておるわけであります。ただ知事が立てて参ります計画について、二県の知事があわせて一つの計画を立てるというふうなことは現在のところ考えておりませんが、今後検討いたしたい思います。

○ 檜崎委員 それでは、先ほどお願ひいたしましたように、沿岸漁業の構造改善事業の全貌についての資料を午後いただいて質問をしたいと思います。

で、一応これで中断させていただきま
す。

○長谷川委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 昨日の質疑で質問された
点もございまして若干重複するかと思
いますが、農基法の展開にあたりまし
て非常に重要な問題でありますので、
私からあらためて質疑をいたしたい、
かように思います。

重農政林大臣が昨年に就任されまし
てから、農業金融制度を早急に整備拡
充しようというので、農地担保金融と
か債券の発行とか、あるいは農地銀行
の創設というようなものが新聞紙上を
にぎわしまして、日本の農民は非常に
期待のうちにこれの結果がどのように
打ち出されるかを注目しておったわけ
であります。が、各般にわたる検討を加
えられた結果、農地法その他と抵触す
るというようなことで、結局のところ
ただいま提案されております農林漁業
経営構造改善資金の創設を骨子とする
公庫法の一部改正という形になつたわ
けであります。農業金融の要請が長期
低利金融制度の確立であるといふよう
な点から考えまして、とりあえず三分
五厘金融の道が開かれましたことは、
多年の要望にこたえることでございま
して、まことにその労を多とするところ
でござりますけれども、しかしながら
農相がお考えになつておりました農
地担保金融というようなものはいつし
かどこかへ姿を消して、農林漁業金融
公庫法の改正という形でその問題が扱
われるに至りましたことは、根本的な
問題を処理するといふところまでの
なかつたということで、ましていわん
や今回の措置が講ぜられることにより
まして、かえつて今までやかましく言

われておりました農業金融制度の交通整理あるいは農業金融全般にわたる適正金利の水準点の設定というようなことがほかされるというよりは複雑多岐にわたってしまって、将来的課題として残ってしまったといわざるを得ないと思います。そこで、これらの根本問題についてどうお考えになつておるのか。きのうも質疑応答があつたらしいのであります。目下研究中であるというようなことで、根本的なお答えがなかつたよう聞いておりますので、本件審議と関連がございますので、二、三の点にわたりましてどういうよう今のことろ考えておるかということを率直に御答弁いただきたい。もしもそれが政策的な問題になりますときは大臣の質問に留保したい、かように思うわけです。

そこで第一点であります、御承知の通り農業基本法が施行されまして各般の手が打たれておるわけであります。が、農業金融として、この農地法の精神を生かして、これを展開していくのには農業金融施策上考慮すべき点は何と何であるかということを一つお答えいただきたいと思います。

○松岡(亮)政府委員 農地担保金融をこの際拡充していくことにつきましては、農林省いたしましても、昨年の夏から相当の期間にわたりまして、研究を重ねたのでござります。一方におきまして、現に農地法といふものが従来の農業政策の根幹をなすものとしてあるわけでございますが、その農地法と、新しい農業金融の展開する道として農地担保金融というものを制度化していくということにつきましては、ある程度の考え方の矛盾がある

法そのものは現に農地を担保にすることを禁止しておるわけでもございません。ただ農地法の基本的な柱であります自作農主義あるいは土地の各種の制限その他権利の移動的制限というものは、農地法そのものは、農地担保金融を直接には禁止していないことも、農地を担保にすることについて相当な制限的な要素になつておるわけでござります。従いまして農地担保金融といふものを全面的に農業金融の新しい手段としてやりますには、どうしても農地法そのものを大幅に改正するかしなければ、新しく農地担保金融というものを金融の有力な手段として実施することはなかなか困難である。しかしながら一方におきまして農地法といふものは現在までの農業政策の根幹として、農地改革以後の農政の柱となってきたものでござりますから、これを改正するということはまた十分慎重な検討を要することでもありますので、その農地法の改正につきましては、単に農地担保金融といふ角度からだけではなくて、農地制度全般について広範な研究をする必要があるということことで、現在農林省の中に学識経験者によります農地制度研究会といふものが設けまして、全面的な検討をお願いしておりますのでそれらの結論を待つた上で、農地担保金融の本来の問題についてもあらためて考えるということにいたしまして、現在の農地法の精神を動かさない、またその内容となつていろいろな制度を変えないで、現状においてできるだけ地を担保にして農家が金融を受けやすい態勢に持つていくということで、今回的新制度におきましては、農林金融公庫か

ら、從来よりはもつと農地の担保価値を引き上げて、また積極的にそれを担保にして貸し出す態勢をつくっていく、こういう考え方をとつて新制度に取り入れた次第でございます。

○五箇委員 それでは、今のお答えでその経過はよくわかりましたが、農林省の中で学識経験者をもつてする農地制度そのものの検討を加えておいでになります結果を見て、さらに思い切つて充実した金融制度をしくこともあり得る、またしきたいというようなことで、その間農地法の精神に抵触しない範囲内で拡充したのだというように考えてよろしくうざがいますか。

○松岡(亮)政府委員 その通りでござります。

○玉置委員 そこで、先ほど冒頭に申し上げました通り、三分五厘に金融の道を開かれたことは多とするわけでありますし、いろいろな点にわたりまして金利が低くなつたことも事実であります。そこで先刻来御質疑もございました通り、それが非常に区々になつたという点が第一点と、第二点といいたしましては、從来の委員会におきましても、他国の金利その他を見まして、どうしても成長度の少ない農林金融にはもう少し低利長期でなければならぬのだというように多年主張されてきたわけであります。これが実は昨年もいろいろな学識経験者あるいは専門家などの意見を聞きまして、

どの辺が適正金利であろう、またその適正金利を算出するにはいかにしたらよろしいであろうか、というようなことは、いろいろと検討願つたのであります。ですが、結局結論を得なかつたような次第でございまして、どの辺がいいかということは、農業経営のいろいろなおなり方も異なりますし、また一般の金利水準が本準というものが非常に変動しますし、いろいろな価格その他の条件も変わりますので、ある時期にどの水準が適正であるかということは、一時的ななかなか申し上げかねるのでございませんが、しかしながらわれわれとしては、系統金融の現状からいたしましてやや高いのではないか、制度金融はもちろん、各種の制度金融がござりますが、その全体としての金利のあたり方は、まだ日本農業の現状からいたしましてやや高いのではないか、制度金融につきましては、特にその融資につきましてもそういう感じを持つておるのでございます。今後もまだこれを引き下げるよう努力する必要がある。新制度につきましては、特にそのような努力をいたしたわけでございますが、これはまだ全体の金利水準を下げると、いふところまでに至つておりますので、その点は今後ともますます努力をいたしたい、かように考えております。

当面とりあえず目標にしなければならない一つの基準といらものがおのずからできてくるのではないか、こういろいろ思うのです。今のお話もよく分かりますが、事務的に考えて、当面どの水準くらいまで持つていかなければならぬとお思いになるのか、事務的な答えをお願いしたい。

りいただきたい、こう思ひます。

○松岡(亮)政府委員 現在までに検討を加えました金利に関する資料というのはどういう資料か、ちょっとなんですがございますが、現状において各種の金利、ことに農業外との比較においてどういうことになつておるか、それから国際的に外国の各種の農業金融の金利との関係、そういう資料につきましては、別途資料として提出させていた

付けたものが千円、それから農團体、つまりメソジカルな付けたものが一千円あります。

二千八百五億円でござ
ンバー以外の団体にだ
三億円ですが、約千七
うしますと、上にい
りの員外あるいは非所
出でおるわけでありま
どういう原因でござ

○五置委員 私は、信達や農中の性質
上、ほかに運用益を出すところがありませ
んから、非常に遺憾なことでありますが、
こういう形になるのだろうと
思うのです。ある意味では必然なこと
もあるかと思うのです。けれども、
これを思い切って農家に還元されるよ
うなことになれば、しかもそれが、農

いすれ最後に
融機関の交通
こういうと
交通整理をす
なくして、農協
ような方向で
ならばわれわ
う思うのであ
していただき

にお伺いいたしますが、金融通整理というような問題もこれにあるのじゃないか。この形式上の交通整理で、たの資金が農家に還元されるところにあります。この資料を提出してみて交通整理ができるわ非常にありがたい、こめられます。この資料を提出でもいいのですが、金融

○玉置委員 よくわかりますけれども、まず稱作を例にとつてみますと、はたして日本じゅうの農地の平均価格は幾らか、反収三石幾らと見てすぐに出る計算ですが、一休幾らになるか。それで割り算しまして、通常経費その他を半分と見た場合に、逆算すると幾らになる、その答えをちょっとお伺いしたい。

とができるのではないか。

のが、きまつておるのでござります。

○玉置委員 現在大体一ヵ年間に農協、信連、農林業外に貸し出す金が幾ら、それから農家に還元されるものが幾らであるか、お答えいただきたい。

○松岡(亮)政府委員 つまり昨年十月現在におきまして、単協において農家から受け入れました貯金が一兆一千八百六十八億、この中に定期的な預金もございますし、当座的な預金もありますが、定期的な預金の方がやや大きいのでござります。それからさらに信連の段階に入りますと、下から集まりました集金、これは県段階のほかの連合会から入ったのもあります、主として単協から上がりました貯金が六千七百二十六億円でございます。それから農林中金の段階にましまして貸し付けられた額は五千六百三十億円、それから信連においての貸し出しは二千九百五十四億円、それから農林中金からの貸し出しは三千七百一十七億円でございます。この貸し出し

たいと思います。
○松岡(元)政府審議官
連の段階で非所用
貸し付けたもの
んとうに余裕無
支払い準備ある
形で貸し出され
すが、そのほかに
たとえば農産物の
し出したものが期
は一面においては
立つということであ
ておるものでござ
信連、これは農業
きわめて短期のモ
コールに出している
の員外の貸付はコ
でございます。こ
間の貸し出しで、
ございまして、そ
する貸し出しの金
は預金の方の奨励
は、今のような性
いざれにしまして
上つております。

委員 農林中金なり旨
該團体あるいは員外に於けるの中には、短期的には貸したもの、一種の現金の運用といふものが相当ございいたるものに、農業の関連産業、加工業等に對して貸すものでござりますが、これらは、農業の振興にも役立つものでございますが、法律上も認められるものがある。信託ホールが非常に多いのは、これはきわめて短い期間で比較的有利な運用での運用益を系統的に得るため、これは相當量の利の引き下げあるいは格のもののほかに、銀行間の貸し出で短い性格の運用で

ないような形になれば、これほど望ましいことはない、こう思ふわけでありますが、先般創設されました近代化資金の助成法もこの意味だらうと思うのです。あれに近代化資金助成法といふ名前をつけたところに間違いがあるて、あれは農協系統資金の農家還元促進法というような名前をつけておけば、そのままびったりといったのではないか。今度変えられましたいろいろな制度金融がこのまま拡充され、成長して参りますと、これを近代化資金助成法になるのであって、今の近代化資金助成法は、過日の提案理由の中に説明されております通り、系統資金の運用を活発ならしめるためにこしらえたというわけでありまして、そのものが自体が近代化資金を助成するというわけでもないと思うのです。運用は、市中銀行と違いましてあぶないことができないそれぞれの機関でありますから、こういうような助成をもう少し大幅にされることによつて思い切った資金が還元されるのじやないか。しかも片一方では、市中銀行にまであれをやっていくというようなことをしないでも、この膨大な預金がそのまま還元されるような仕組みさえやっていけ

て、自創資金とお話をあります。先ほど標準は、だれでもわかり得る創資金の金利計算は一体どういふ方式はどういふればどのくらいということを、事務的にお答えいただけます。○松岡(亮)政を定める諸元常に多いわけ農産物価格もますし、どういうことも諸現今までやつては、農家経営の範囲内で、前提にして、やはり行なわれた土地において、あるであろうから、内で償還し得まして、現状

金利の算定はむずかしい
ましたが、自創資金の方
も、宙でも——しろうと
なるはずだと思います。自
の要素を算出すべき諸元
うものであるか、算出す
だ、従つて、現在算出す
いになるのが算前である
、政策的に要りませんか
お考えいたいたいものを
きたい、こう思います。

の利子など考えておりますときの土地の時価は、田畠平均しまして十七万円と踏んでおるのでございます。これは不動産研究所の実態調査、売買事例価格の実態調査から出しましたものでござりますが、それを前提といたしまして大体一戸当たりどのぐらいい買うかといたしましても出せるわけでござりますが、そういうものを考えまして、農家経済余剰は農家経済調査によりまして五、六万円だったと思ひます。が、その経済余剰の中で、それだけの金を借りました場合、地価をそういう前提にいたしまして借りました場合に、その余剰の範囲、しかもその余剰を全部使わないので半分ぐらいで返し得る条件というものを考えておるのでございます。

第一類第八号

ら昨年あるいは一昨年をとつていただ
きましてもけつこうですが、大体どう
いうようにな消化されておるか。と申し
ますのは、書類とか借金整理というよ
うなものが、そのうち幾らで、それか
ら經營拡大と見られるやつの取得が幾
ら、こういうように二つに分けてお話
を願いたいと思います。

大きせておつたわけであります、こ
こ三十四年、五年、六年の例を申し上
げたいと思います。三十四年におきま
しては合計百億を予定いたしまして、
取得の方は二十六億七千七百万円、相
続が二億七千七百万円、維持の方が七
十億四千六百万円、このように考えて
おつたわけでありますが、これに対し

まして取得は二十六億六千百万円、相続におきましては七千万円、維持の力におきましては百二億四百万円とということになつております。このほかに約二十九億五千百万円の追加がございま
すが、この追加はおそらく維持の方へ回つていつておるものと思われます。
それから次は三十五年でございますが、三十五年では総額百三十億を予定いたしました。そのうち取得におきましては四十一億、相続が四億、維持が八十五億ということになつておったのであります。が、実績といたしましては取得が三十八億八千九百万円、相続が九千七百万円、維持の方では九十一億一
千二百万円ということで、合計いたしまして百二十九億九千九百万円という
ことになつて参ります。
それから一昨年の三十六年度でござ
いますが、これは合計百六十億を当初予定いたしました、そのうち取得が百
億、相続が三億九千万円、維持が五十
ります。

六億二千円でございます。実績におきましては、取得が六十五億六千万円、相続が一億五千四百万円、維持に四千九百円、合計いたしまして百六十九億三千四百万円となります。もともと当初の計画より超過いたしておりますが、これは追加いたしまして八億九千八百万円入れておるわけであります。大体一昨年三十六年度までにおきましてはこのような状況になつておるわけであります。

三十七年におきましては、取得が百三十五億、相続は三億、維持は五十七億合、計百九十五億と計画をいたしておつたわけでござります。

○玉置委員 三十六年に至りまして取得の方がはずいぶんふえて参つておりますのは非常にけつこうなことなんですが、金額を見ますと自創資金は維持の方がやはり大部分、多いということも言ひ得ると思うのです。そこで、農基法のいうところの経営の拡大ということを考えた場合に、しかも大体十カ年をめどとした場合に、全国の土地がどのくらいの移動が行なわるべきであつて、どのくらいの資金がそれについては必要であるか、従つて、これを促進する要素、先ほどおつしやいましたような農地法の問題とかいろいろな問題がある、あるいは大土地改良といふような問題が先行しなければならないこともあります。でも、農地の移動がどの程度行なわれなければならぬのか、そしてそれはどのくらいの費用になるのか、それに御質問にしかならないと思いますけれども、農地の移動がどの程度行なわれは自創資金の取得というものが年間ど

六億一千万円でございます。実績におきましては、取得が六十五億六千万円、相続が一億五千四百万円、維持におきましては百二億一千九百万円、合計いたしまして百六十九億三千四百万円となります。もつとも当初の計画より超過いたしておりますが、これは追加といったしまして八億九千八百万円入れておるわけであります。大体一昨年三十六年度までにおきましてはこのような状況になつておるわけであります。

三十七年におきましては、取得が百三十五億、相続は三億、維持は五十七億合、計百九十五億と計画をいたしておつたわけでござります。

の程度組まれなければならないかと、うようなことにつきまして、すぐには無理と思いますので、次の機会に一つお教えをいただきたい、こう思います。

その次に進みまして、これらを考えますと私は相当な資金が必要になるとおもいます。先ほど申しましたように、大土地改良あるいは農地法の問題、あるいは制度上基盤の整備上いろいろな問題が一緒にからまるわけありますけれども、相当な金融が必要になる計算になつてくると思うのです。これまた先ほど申しました農業金融の交通整理、ただ形式的な二段階、三段階の交通整理ではなくて、こういうものによる交通整理としてはたして今のような百貨店式な金融の方式でやつていいのかどうか、これだけは別個の農地銀行のような——名前はどうでもよろしくうございますが、確立しなければ、構造改資資金なんかと一緒にたたかれておる現状では、おそらく無理になつてくる段階があるところでくるのじやないか、こういう感じがするわけであります。どういうようにお感じになりになっておるか、お答え願いたい。

地法という現在の大法典あるいは大きくな制度がございますので、それの方はどう考るかという問題とこれはあふせて考えて参らなければならぬ性格のものである、金融制度といたしましても現在あります農林中金及ば系統会融、農林公庫といふものの性格を再検討する必要もだんだん出てくるのではないか、かようなことをわれわれとしても感じております。いざがにいたしましても、土地抵当銀行のような金融機関をつくります場合には、その前提としまして農地制度そのものをどうするかということを慎重に検討する必要があるかと思います。

○玉置委員 最後に、八十万円といふ限度というものは非常に不満でありますけれども、一つの過程といたしましてこのままどんどんと整備拡充していくだくというような意味で、これはこの程度にしておきたいと思います。

そこで、経営構造改善事業に対しまず金融でございますが、私は、経営構造改善と今銘打っておやりになつてゐるやり方は、そもそも市町村長に責任を持たし、そして日本全般としての流通の機構だとか、いろんな価格の安定だとかいうようなものの整備を待たずして市町村長さんだけに主産地を形成させるというやうなやり方は、これがうまくいくはずがないと思うのであります。が、とりあえず金融面から考えまして、問題は、成長産業であります果樹などの程度であり、畜産がどの程度だと、ということはわかつておりますけれども、個々の経営体がそこまでいってないのに、ものそのものを植えるとか買うとかいうようなことによつて金融をやっておるようなやり方

は、もうばつばつ考えてもいいのじゃないか。本当に日本の農業を背負つて立つに足るような經營、それが個人の営當であるが共同であろうが協業でもいいじやないか、町村もしくは県がほんとうにこれを育成するといふ熱意があれば、その損失補償の制度を設けるというよなことによつて田い切つて低利長期の金融をしていかなければならぬのじやないか。ここがまだ構造改善事業として町村に認証されたものには自動的にすべつていはるような仕組みになつてゐるのですが、どつかでそれをチェックしていくような金融のあり方も今後考えていかなければならぬじやないか。だから豚を購入する、牛を購入する、あるいは果樹を植栽するといふような、物によつてのきめ方はありますけれども、経営体そのものをずっと育成してやうといふ意味のあれが今までになかつた。将来はこういうことを十分考えて、金融制度といふものを考慮していくにあれば、必ず段階にきておるのじやないか。畜産も全国平均すれば一・五頭ですが、現状でできないようなものをどうやって皆さんのおっしゃる多頭飼育にまで持つていくかといふことは、これはもう金融のやり方にどうかそういうことは非常に促進されにくいのじやないか。眞の構造改善を行なうなら、町村に一億一千万円をばらまくだけが、市町村長に責任を持たすだけが、農林省の金融としての見方ではない、こう思いますにつきまして、どういうようにお受け取りをいたしましておるか、お聞きしたいと思いま

○ 松岡(亮) 政府委員 前段につきましては全く御指摘の通りだと思います。主産地形成、あるいは選択的拡大ということで、成長部門の物的な生産力を伸ばすということもちろん必要であると思うのでありますけれども、特に果樹部門とか畜産部門というような成長部門につきましては、まだ経営的な基盤ができ上がってない面が強い、こういうように考えられますので、今回的新しい制度におきましても、選択的拡大ということにも必要でございますし、それもねらいといたしておるのでございますが、果樹なり畜産なりあるいは一般の農業構造改善事業に含まれておる各種の経営方式等につきまして、その基盤を確立するということを重点に置きまして融資を進めて参りました。その際におきまして無担保でも融資するということを考えてはどうかというお話をございますが、これはそのお言葉の限りにおいて別に異論を申し立てる筋合いではございませんが、私どもといたしましては、できるだけ経営の基盤を強固なものにするよう経営の計画的な拡大なりあるいは経営的内容の改善ということ自体が融資に対する担保になるように指導して参りたい、かように考えておるのでござります。しかし、金融機関から融資するにあたりましては、現在においてはほとんど人間保証で貸しておることが多いわけですね。しかし、だんだん融資の額をふやし、また長期に貸すとなりま

すと、人的な保証では農家が保証を得られない、逆に保証に立ってくれる人がいない、むしろ自分の財産の上に抵当権を設定した方がよろしい、また金融機関としても貸しやすいということになつて参りますので、そうしなくても、一般財産は、農地を含めましては、他の債権者に優先して弁済を受けるために抵当権を設定していくといふ方が、金融機関としても貸しやすいとともになるのでございますので、農地の便宜になるように運用して参ります。そういうように考えておる次第でござります。

○ 玉置委員 時間もありませんのでこれもつて最後にしたいと思いますが、その次に農業近代化資金助成法の一部改正の点であります、「農家の預貯金等を長期低利の農業関係施設資金として還元することをねらい」とし、このため農業協同組合系統機関の資金を活用することとして創設されたものでありまして、と書いておりまして、「農協系統融資機関から資金を借りたい農業者等に農業近代化資金を借り入れる道を開く」こうありますが、私は農業協同組合の資金を借り入れることで非常にあとあと寒いような問題が起らぬかということを感じますがゆえに、この問題は、私は農業協同組合の方々の参考人を呼んでやつていただきながら、どうも審議に自信がないというのが現況であります。これは委員長さん初め理事さんの皆さんと御相談申し上げてのことであります。そういう心配に対してはどういうふうにお考えになつておるかということ、もう一點ついでに一緒にお答えをいただきたいのは、先ほど来お話をいたしましたように、農林金融の交通整理ということについても取引があるということと、もう一つは、これは体制の問題であります。郵便局なり銀行等にも預金を持っています。その一部は金を借りるこゑになつておるかということと、もう一点ついでに一緒にお答えをいただきたいのは、先ほど来お話をいたしましたように、農林金融の交通整理ということについても取引があるということと、もう一つは、これは体制の問題であります。郵便局なり銀行等にも預金を持っています。その一部は金を借りるこゑになつておるかということと、もう一点ついでに一緒にお答えをいただきたいのは、先ほど来お話をいたしましたように、農林金融の交通整理ということについても取引があるということと、もう一つは、これは体制の問題であります。郵便局なり銀行等にも預金を持っています。その一部は金を借りるこゑになつておるか

す。農家の方々としても、どれが何分五厘でどれが何分五厘だった、去年ままで借りておったのがことしはどうなるのだろう、一々毎年考えなければいけない、というのが現状でありますから、なままだ農民へ還元する資金がある。それが先であつて、市中銀行にこういうものを貸し出させる一つのもとでありますから他の債権者に逆に優先的に弁済されるということもあり得るわけでございます。金融機関としては、他の債権者に優先して弁済を受けるために抵当権を設定していくといふ方が、金融機関としても貸しやすいとともになるのでございますので、農地の中金の貸し出しの問題で五〇%実農民保有の資金のところは貸していいじやないかという法案が提案されましたときには、ついでにどうでもいいじやないかというようなことで森永、明治にも貸し出しすることができますので、農地貸し出しすることができますので、農地の便宜になるように運用して参りましたときには、地元のあれは両羽銀行といいましてかといふように思いますが、あいのうまいきさつが、つい起りこり得る機運をつくるもとだ、こういうように感じますので、私はただ非常にあとあと寒いような問題が起らぬかということを感じますがゆえに、この問題は、私は農業協同組合の方々の参考人を呼んでやつていただきながら、どうも審議に自信がないということが現況であります。これは委員長さん初め理事さんの皆さんと御相談申し上げてのことであります。そういう心配に対してはどういうふうにお考えになつておるかということと、もう一點ついでに一緒にお答えをいただきたいのは、先ほど来お話をいたしましたように、農林金融の交通整理ということについても取引があるということと、もう一つは、これは体制の問題であります。郵便局なり銀行等にも預金を持っています。その一部は金を借りるこゑになつておるか

す。農家の方々としても、どれが何分五厘でどれが何分五厘だった、去年ままで借りておったのがことしはどうなるのだろう、一々毎年考えなければいけない、というのが現状でありますから、なままだ農民へ還元する資金がある。それが先であつて、市中銀行にこういうものを貸し出せる一つのもとでありますから他の債権者に逆に優先的に弁済されるということもあり得るわけでございます。金融機関としては、他の債権者に優先して弁済を受けるために抵当権を設定していくといふ方が、金融機関としても貸しやすいとともになるのでございますので、農地の中金の貸し出しの問題で五〇%実農民保有の資金のところは貸していいじやないかという法案が提案されましたときには、ついでにどうでもいいじやないかというようなことで森永、明治にも貸し出しすることができますので、農地の便宜になるように運用して参りましたときには、地元のあれは両羽銀行といいましてかといふように思いますが、あいのうまいきさつが、つい起りこり得る機運をつくるもとだ、こういうように感じますので、私はただ非常にあとあと寒いような問題が起らぬかということを感じますがゆえに、この問題は、私は農業協同組合の方々の参考人を呼んでやつていただきながら、どうも審議に自信がないということが現況であります。これは委員長さん初め理事さんの皆さんと御相談申し上げてのことであります。そういう心配に対してはどういうふうにお考えになつておるかということと、もう一點ついでに一緒にお答えをいただきたいのは、先ほど来お話をいたしましたように、農林金融の交通整理ということについても取引があるということと、もう一つは、これは体制の問題であります。郵便局なり銀行等にも預金を持っています。その一部は金を借りるこゑになつておるか

す。農家の方々としても、どれが何分五厘でどれが何分五厘だった、去年ままで借りておったのがことしはどうなるのだろう、一々毎年考えなければいけない、というのが現状でありますから、なままだ農民へ還元する資金がある。それが先であつて、市中銀行にこういうものを貸し出せる一つのもとでありますから他の債権者に逆に優先的に弁済されるということがあり得るわけでございます。金融機関としては、他の債権者に優先して弁済を受けるために抵当権を設定していくといふ方が、金融機関としても貸しやすいとともになるのでございますので、農地の中金の貸し出しの問題で五〇%実農民保有の資金のところは貸していいじやないかという法案が提案されましたときには、ついでにどうでもいいじやないかというようなことで森永、明治にも貸し出しすることができますので、農地の便宜になるように運用して参りましたときには、地元のあれは両羽銀行といいましてかといふように思いますが、あいのうまいきさつが、つい起りこり得る機運をつくるもとだ、こういうように感じますので、私はただ非常にあとあと寒いような問題が起らぬかということを感じますがゆえに、この問題は、私は農業協同組合の方々の参考人を呼んでやつていただきながら、どうも審議に自信がないということが現況であります。これは委員長さん初め理事さんの皆さんと御相談申し上げてのことであります。そういう心配に対してはどういうふうにお考えになつておるか

す。農家の方々としても、どれが何分五厘でどれが何分五厘だった、去年ままで借りておったのがことしはどうなるのだろう、一々毎年考えなければいけない、というのが現状でありますから、なままだ農民へ還元する資金がある。それが先であつて、市中銀行にこういうものを貸し出せる一つのもとでありますから他の債権者に逆に優先的に弁済されるということがあり得るわけでございます。金融機関としては、他の債権者に優先して弁済を受けるために抵当権を設定していくといふ方が、金融機関としても貸しやすいとともになるのでございますので、農地の中金の貸し出しの問題で五〇%実農民保有の資金のところは貸していいじやないかという法案が提案されましたときには、ついでにどうでもいいじやないかというようなことで森永、明治にも貸し出しすることができますので、農地の便宜になるように運用して参りましたときには、地元のあれは両羽銀行といいましてかといふように思いますが、あいのうまいきさつが、つい起りこり得る機運をつくるもとだ、こういうように感じますので、私はただ非常にあとあと寒いような問題が起らぬか

す。農家の方々としても、どれが何分五厘でどれが何分五厘だった、去年ままで借りておったのがことしはどうなるのだろう、一々毎年考えなければいけない、というのが現状でありますから、なままだ農民へ還元する資金がある。それが先であつて、市中銀行にこういうものを貸し出せる一つのもとでありますから他の債権者に逆に優先的に弁済される

ら系統の原資は、その性格上あまり長期の運用ができないというようなことで一部今度公庫資金に戻したような格好になりますけれども、しかしこれは実質上から言いますと、重複はないようと考えておるわけでございます。その点近代化資金制度を創設したときの交通整理を今回また混淆させたというようには私どもは考えておりませんが、農林公庫資金その他の制度金融が全体として複雑化しつつあり、新制度を加えることによって一そく複雑化するということは否定できませんので、今後これをできるだけ簡素な体制にしなければならぬということは御指摘の通り今後の研究課題としてやつて参りたい、かように考えます。

○長谷川委員長 次会は明十四日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十六分散会